

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

規制の名称：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

評価実施時期：令和元年8月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

大量破壊兵器等<sup>1</sup>の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等<sup>2</sup>に関連する貨物及び技術については、約40カ国が参加する国際輸出管理レジーム<sup>3</sup>において、毎年各国が協調して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象とする貨物及び技術の内容を合意している。

昨年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を新たに規制対象等とすることが合意され、我が国も合意国として新たな貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを行う必要がある。仮に新たに規制対象となった合意内容を措置しない場合、国際協調の下で実施することとしている輸出及び技術の管理が担保されず、国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることや、他の合意国との貿易において簡便な手続等の措置を受けられなくなるなど経済や企業活動等に支障が生じるおそれがある。また、規制対象外となった合意内容を措置しない場合、企業等に過剰な規制を行うこととなり、我が国経済の健全な発展の妨げとなる。

なお、昨年の国際輸出管理レジームにおいて、規制対象等とする貨物及び技術は以下のとおりであり、いずれも輸出事業者等に対して大きな影響はない。

#### 【規制対象に追加】

デトネーションエンジン（我が国においては、研究開発段階にあり、今後実用化がされる見込みであるため、新たに規制対象に追加しても、現時点で大きな影響はないと考えられる。）

#### 【規制対象から削除】

歯車製造用の工作機械の部分品、付属品又は制御装置（当該品目は、歯車製造用の工作機械の専用品であり、我が国においては、該当する品目が製造されていないため、規制対象から削除しても、大きな影響はない。）

<sup>1</sup>大量破壊兵器等：核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。

<sup>2</sup>開発等：開発、設計、製造、使用。

<sup>3</sup>国際輸出管理レジーム：NSG（核関連）、AG（生物・化学兵器関連）、MTCR（ミサイル関連）、WA（通常兵器関連）。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

国際的な安全保障環境を維持、強化する必要性は益々高まっており、軍事利用可能な貨物、技術が懸念国・組織に流出することを防止することが必要。このためには、これらの貨物、技術を有する国々が協調して輸出管理を行うことが必要であり、仮に一部でも規制が緩ければ、そこを迂回拠点として国際的な管理の枠組みが機能しなくなる。

このため、他国と同様の措置として、外為法に基づく輸出許可制を採る必要があり、また、国際合意の内容を適切に反映するための改正が不可欠であり、国際輸出管理レジームの参加国である我が国の責務である。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

### 【遵守費用】

今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、新たに規制対象となる貨物及び技術について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。

### 【行政費用】

外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たに規制対象となる貨物及び技術について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となるが、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。

しかしながら、国際輸出管理レジームの合意に基づき、新たに規制対象となる貨物及び技術については、大量破壊兵器等の不拡散などの観点から、大量破壊兵器等の製造等に転用可能な貨物及び技術が指定されており、これらの貨物及び技術は、一般的な製品と比較し、特殊な仕様の貨物及び技術となる。

このため、これら貨物及び技術に係る事業者等の数を定量化することは、特殊な仕様の貨物及び技術であるがゆえに事業者の特定に繋がること、また、我が国がこれらの貨物及び技術を有していることが対外的に明らかになることは国際的な平和及び安全の維持の妨げとなること、などの理由から、定量的に試算することは困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制対象外とすることが合意された貨物及び技術については、技術革新等により国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることがないとして合意されたものであり、これにより悪影響等は発生せず、モニタリング等も不要なことから、行政費用は発生しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

国際輸出管理レジームにおいて新たに規制対象等とすることが合意された貨物及び技術の管理を国際協調の下で我が国の関係法令に着実に反映させることは必要不可欠であり、合意内容を過不足なく実施することにより、国際的な平和及び安全の維持に寄与し、国際的な信頼の獲得が可能となる。

また、我が国が国際的な合意を適切に実施していることを前提に、他国からの輸入の際に、企業は当該他国における簡便な輸出手続の便益を得ることができている。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

国際的な信頼の獲得により得られる便益を金銭価値化することは困難。また、これに伴う、企業等における便益を金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

昨年の国際輸出管理レジームにおいて規制対象外とすることが合意された貨物について、許可申請手続きが不要となり、貿易に係る事務手続きの負担が軽減されるが、これに伴う、企業等における遵守費用（人件費、事務費等）を金銭価値化することは困難。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の新たな輸出規制によって、輸出先国・地域や貨物及び技術の内容次第では不許可となり、貨物等が輸出できなくなる場合があり、事業者の輸出活動が制限される可能性がある。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記分析のとおり、今般の措置における規制の規制対象となる貨物及び技術の追加によって、企業等に許可申請手続に係る作業コストに一定の増大は生じるものの、規制対象外となる貨物及び技術については、当該費用の軽減（＝便益）が見込まれる。

また、本改正は、国際輸出管理レジームでの合意に基づくものであり、必要不可欠なものであるが、改正案の導入によって、国際的な合意における貨物及び技術の管理について、国際協調の下で我が国が着実に実施することで、国際的な平和及び安全の維持に寄与し国際的な信頼の獲得が可能となる。他方、導入を行わない場合、国際協調の下での輸出及び技術の管理に不備をきたすことになり、これまで築きあげてきた国際的な信用を大きく損ねる可能性がある。加えて、これらは、我が国企業等の正常な貿易活動を促進し、外為法の最終目的である我が国経済の健全な発展への寄与を実現するものであり、我が国にとっては安全保障上及び経済上の両方のプラス効果が見込まれる。

したがって、上記のとおり、一定の費用を考慮しても、我が国企業等の正常な貿易活動を促進するなど、より大きな便益があることから本改正案を導入することは必要不可欠であるといえる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般の措置は、国際輸出管理レジームでの合意を踏まえ規制対象となる貨物及び技術の追加等を行うものであり、代替案はない。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

事前評価の各要素（定量的な遵守費用や効果等）を検討会等で活用した実績はない。

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

国際輸出管理レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象となる貨物及び技術の見直しにかかる検討は毎年実施されている。これに合わせ、我が国でもおおよそ 1 年に 1 回の頻度で関係法令の見直しが必要となっているため、施行後 1 年後を目処に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

国際輸出管理レジームの会合等において、最新の技術動向を把握しつつ、毎年検討されている規制対象となる貨物及び技術の見直しに係る合意形成の過程で国内の事業者に意見を聞く際、今回の改正によって、国際的な不整合が生じていないかについて、レビューを行うこととする。